学校法人千代田学園　役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人千代田学園(以下「法人」という)の寄付行為第 37 条の規定に基づき、役員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤の役員とは、法人において勤務することが常態の役員をいう。

（３）　非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（４）　役員の報酬及び手当等は、役員としての職務執行に対して支給するものである。

（役員報酬）

第３条　役員報酬は、次のとおりとする。

（１）　常勤理事及び常勤監事には役員報酬を支給しない。

（２）　非常勤理事及び非常勤監事が、学園からの依頼によりその職務を執行した場合は、実費弁償を含めて報酬等を支給する。

（報酬の支給）

第４条　報酬は、職務執行後速やかに支払うものとする。

（非常勤役員の報酬）

第５条　非常勤役員が理事会に出席した場合の報酬は、実費弁償も含めて日当３０，０００円と源泉所得税相当額とする。

（非常勤役員の手当）

第６条　非常勤役員の監査業務、出張、研修会の手当は、実費弁償及び日当１５，０００円と源泉所得税相当額とする。

（退職功労金）

第７条　退任した役員に対して４年間を一任期とし、一任期を５０，０００円と査定して支給する。

（公表）

第８条　本学園は、この規程をもって、私立学校法第６３条第２項第４号に定める報酬等の基準として公表する。

（規程の改廃）
第９条　この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聞いた上で理事会の決議を経るものとする。

（細則の制定）
第１０条　理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を定めることができる。

附　　則
１．この規程は、１９８８（昭和６３）年１２月１日から施行する。
２．この規程は、２００７（平成１９）年３月３１日に一部改正する。
３．この規程は、２００８（平成２０）年４月１日に一部改正する。
４．この規程は、２０２０（令和２）年４月１日に一部改正する。